



谷川廣志会長に目録の贈呈

氷ノ川太鼓振興会に太鼓道具一式と輸送車両を寄贈しました

1月31日には、甲賀流氷ノ川太鼓振興会に、和太鼓22台と輸送用車両1台を寄贈しました。文化活動の更なる振興に寄与されることを期待します。

市長からのメッセージ 【こちら市長執務室】



丹波市長 辻 重五郎

て立つ人材を育成するとともに、地域づくりのテーマとして集落営農に取り組み、集落営農組織の経営安定化のために、組織への農作業の委託を推進することや、個人農家の農業機械への投資をできるだけ控え、農協の施設の有効活用を図っていきたいとのご意見をいただきました。また、集団化・大型化を推進する国の施策が打ち出されていますが、それだけでは市内農家の多くを占める兼業農家が衰退する恐れがあるため、農業の集団化とともに

「テーマ」 大いに語る農業振興

丹波ひかみ農業協同組合 代表理事組合長との懇談

去る1月17日、丹波ひかみ農業協同組合代表理事組合長開田和氏と丹波市の農業振興について懇談する機会をもち、今後の本市の農業の活性化を図るための政策について2時間にわたってお話をさせていただきました。

開田組合長からは、丹波市の農業のあり方として4点についてお話しをされました。

1点目は、「担い手育成と集落営農の考え方」についてです。

に兼業農家の育成を並行して行っていくべきとの提言を受けました。

次に2点目としましては、「丹波市ブランドの育成」についてです。

丹波大納言小豆の栽培面積は年々拡大しているものの、昨年は台風などの影響で湿害により収量が減少しました。また、連作障害による減収も危惧されており、大納言小豆の収量拡大に寄与する前作物の確立などが必要となっていることと。そして、面積拡大や生産量の安定確保の推進とともに

に、生産に係る労働力の低減を図るため、新たな乾燥設備の導入を検討したいというものでした。また、丹波栗の栽培についてふれられ、今後、市と連携しながら大いに振興すべきブランドであるとの提言がありました。

次に、3点目としましては、「食育の推進」についてです。

子どもたちが農業体験を通して食と農のつながりを感じることができ、今年度は市内15の小学校で

取組みが実施され、安全・安心な農作物づくり体験を通して子どもたちに農業の魅力を感じてもらい、米食の推進を図るとともに、さらには将来の担い手の育成にもつなげたいとの思いを語られました。

最後に、4点目としましては、市も営農指導員を設置し、農協との強い連携のもとに営農支援を行うことの必要性や、異常気象時における排水や暴風対策等、緊急時の農作物被害の軽減対応についても防災行政無線等を使って営農情報を農家に知らせるなど、さらなるサービスの充実を図る必要性についてご意見をいただきました。

市としましては、引き続き丹波市の農業振興の充実・発展を願い、農協と市の農業振興担当者が連携しながら情報の共有化を図り、同じ志をもつて将来の丹波市の農業を展望し、計画を実施していくことが大切だと考えます。今回伺いました組合長のご意見も参考に、今後、さらなる農業の振興に向けての取組みを強化することを約束して懇談を終えました。



- 安全・安心なまちづくりをめざして -

丹波市全域が都市計画区域に指定されます

☎ 都市住宅課 (春日庁舎内) ☎ 74 - 2364

丹波市の一部に指定されている都市計画区域が、平成24年5月1日から、丹波市全域に拡大される予定です。都市計画区域に指定されると、

建築基準法や都市計画法などが適用されます。今月号では、都市計画区域内に適用される建築上のルールの概略についてお知らせします。

都市計画区域指定における主な建築上のルール

建築行為

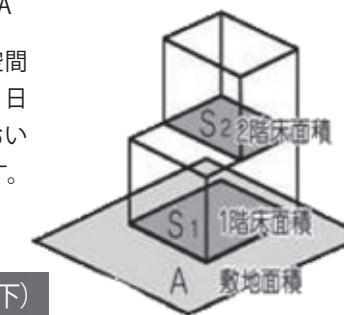
建築基準法により建物の新築や増改築などを行うときは、事前に建築確認申請書を提出し確認を受ける必要があります。その際には、「建ぺい率」や「容積率」など建物の

大きさや、道路や隣地からの「斜線制限」について制限が生じます。また、原則、敷地は幅4m以上の道路に、間口が2m以上接していること（接道義務）が必要となります。

1. 建ぺい率 (60 または 70%以下)

$$\text{建ぺい率} = \frac{\text{建築面積 } S_1}{\text{敷地面積 } A} \times 100$$

建物の周囲に一定の空間をあけることにより、日照、通風、防火面において良好な環境を保ちます。

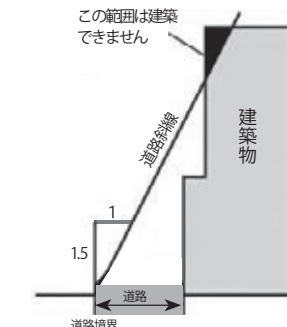


2. 容積率 (200%以下)

$$\text{容積率} = \frac{\text{延べ床面積 } (S_1 + S_2)}{\text{敷地面積 } A} \times 100$$

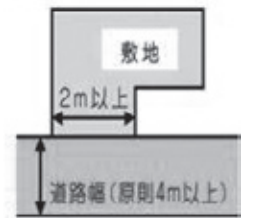
3. 高さ (道路斜線制限)

道路に面して解放性を保つため、敷地の反対側の道路境界から1.5の角度で引いた線が道路斜線です。そのラインを越えて建築できません。



4. 接道規定

建築物の敷地は、原則、幅員4m以上の道路に2m以上接していることが必要です。



5. 接する道路が4m未満の場合

建築物を建てる場合、道路の中心線から両側に2m後退する必要があります。将来4m以上の幅員を確保して、消防、救急活動に支障のないようにするためのものです。

